

# 決済用普通預金に関するお知らせ

## 1. 普通預金（有利息の普通預金）と決済用普通預金（無利息の普通預金）の違い

	普通預金（有利息の普通預金）	決済用普通預金（無利息の普通預金）
商品名	・普通預金	・決済用普通預金
販売対象	・法人、個人	・法人、個人
期間	・期間の定めはありません。	・期間の定めはありません。
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・随時払戻しできます。	・随時払戻しできます。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利（毎日の店頭表示利率を適用します） ・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算	・利息はつきません。
税金	・個人の利息には20%の税金がかかります（ただし、マル優を利用の場合は除きます）。 ・法人は総合課税となります。	・利息がつかないので税金はかかりません。
手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、当金庫所定の手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）。	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、当金庫所定の手数料を徴求します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）。
付加できる特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）。 ・個人の場合はマル優の取扱いができます。	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）。 ・マル優の対象ではありません。
金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。	
その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与・年金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度により平成17年3月末までは全額保護されますが、平成17年4月以降は元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。	・公共料金等の自動支払および給与・年金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度により全額保護されます。

## 2. 現行の普通預金から決済用普通預金（無利息の普通預金）へ切替える場合の留意事項

現行の普通預金から決済用普通預金（無利息の普通預金）に切替えても、現在お客さまがお使いのキャッシュカードや通帳はそのままご使用いただけます。口座番号も変更いたしませんので、引き続き公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取ができます。

現行の普通預金を決済用普通預金（無利息の普通預金）に変更するにあたり、未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を清算して当金庫所定の日に変更後の決済用普通預金（無利息の普通預金）口座に入金します。

決済用普通預金（無利息の普通預金）から現行の普通預金へ変更（または再変更）することもできます。